

令和5年度（2023年度）包括外部監査報告書（概要版）

町田市包括外部監査人 谷川 淳

第1 外部監査のテーマ等

監査テーマ	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を行うべく、2020年に社会福祉法を一部改正するなど、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。</p> <p>町田市も、2022年3月に「町田市地域ホッとプラン」を策定し、「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念に、人と人がつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる地域共生社会の実現を目指している。</p> <p>このような中、近年、人口減少に伴う人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による行動様式の変化、地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化により、地域課題の発見や解決に向けて、これまで以上に地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっていると考える。</p> <p>そこで、町田市の市民協働推進及び地域福祉に関する取組が、社会環境の変化に的確に対応し、機能しているか、有効性・経済性等の観点から検証することは、時宜にかなない、有意義であると考えます。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定した。</p>

第2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が35項目、意見が38項目あり、合わせて73項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書（概要版）における各項目の記載箇所である。

外部監査の結果及び意見の一覧

事業名		監査の指摘または意見			頁
1 市民協働推進課					
(1)	共創プラットフォーム推進事業	意見 1-1	ア	「まちだをつなげる30人」事業の成果の周知について	8
(2)	町内会・自治会支援事業	意見 1-2	ア	町内会・自治会連合会補助金の会長研修会の報告について	8
2 福祉総務課					
(1)	更生保護団体支援事業	指摘 2-1	ア	負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について	9
		指摘 2-2	イ	負担金の使途のモニタリングの未実施について	9
		指摘 2-3	ウ	監事の署名入りの監査報告書の入手の徹底について	9
(2)	木曽福祉サービスセンター管理事務事業	意見 2-1	ア	少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について	9
		意見 2-2	イ	特命随意契約チェックリストの活用について	10
(3)	福祉サービス総合支援事業	意見 2-3	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	10
(4)	低所得者・離職者対策事業	意見 2-4	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	11
		指摘 2-4	イ	見積書の妥当性の検証の徹底について	11

事業名		監査の指摘または意見			頁
(4)	低所得者・離職者対策事業	指摘 2-5	ウ	実績報告の妥当性の検証の徹底について	11
		意見 2-5	エ	見積書と実績報告のフォーマットの統一について	11
		指摘 2-6	オ	委託料の返還請求について	12
		指摘 2-7	カ	東京都から交付された補助金の返還について	12
(5)	避難行動要支援者避難支援体制整備事業	意見 2-6	ア	プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	12
(6)	成年後見制度利用支援事業	意見 2-7	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	12
		意見 2-8	イ	補助対象経費の範囲の明確化について	13
(7)	せりがや会館管理事務	意見 2-9	ア	少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について	13
(8)	社会福祉協議会支援事業	指摘 2-8	ア	補助金、負担金の使途のモニタリングの未実施について	13
		意見 2-10	イ	補助対象経費の範囲の明確化について	14
(9)	福祉のまちづくり推進事業	意見 2-11	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	14
		指摘 2-9	イ	入手した見積書において消費税等の記載がないことについて	14
		意見 2-12	ウ	補助対象経費の範囲の明確化について	15
(10)	福祉輸送サービス事業	指摘 2-10	ア	見積書及び実績報告の検証の徹底について	15
		指摘 2-11	イ	補助対象経費の配分方法の変更について	15
		意見 2-13	ウ	補助金の交付先の業者の評価の充実について	15

事業名		監査の指摘または意見			頁
(11)	地域ホッとプラン推進事業	意見 2-14	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	16
(12)	わたしの地区の未来ビジョン推進事業	意見 2-15	ア	特命随意契約チェックリストの活用について	16
(13)	民生委員児童委員協議会事務	意見 2-16	ア	少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について	17
		指摘 2-12	イ	請書の手書き修正について	17
3 指導監査課					
(1)	指導監査事業	指摘 3-1	ア	同一条件での実地指導の実施について	18
4 生活援護課					
(1)	健全育成・自立促進事業	意見 4-1	ア	大学等進学支援費の利用実績の低迷について	19
(2)	生活困窮者自立支援事業	意見 4-2	ア	プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	19
5 障がい福祉課					
(1)	通所施設管理事務	指摘 5-1	ア	予算の適切な執行について	20
		指摘 5-2	イ	分割発注の合理性の検討について	20
(2)	ダリア園事業	指摘 5-3	ア	草花栽培管理業務委託の法的根拠の明確化について	20
		意見 5-1	イ	障がい福祉団体に対する支援の公平性の確保について	21
		指摘 5-4	ウ	行政財産目的外使用許可申請の徹底について	21
		指摘 5-5	エ	草花栽培管理業務委託の広報費について	21
		意見 5-2	オ	草花栽培管理業務委託に係る実績報告事項の見直しについて	21

事業名		監査の指摘または意見			頁
(3)	ひかり療育園 運営継続支援 事業	指摘 5-6	ア	見積金額の妥当性の検証の徹底について	22
		意見 5-3	イ	特命随意契約チェックリストの活用について	22
(4)	障がい者日中 活動系サービ ス推進事業	意見 5-4	ア	事業計画書の内容確認について	22
		意見 5-5	イ	事業実施報告書の内容確認について	22
		指摘 5-7	ウ	収支決算書等の入手の徹底について	23
		指摘 5-8	エ	補助対象経費に係る実支出額の把握について	23
		指摘 5-9	オ	補助対象経費の正確性の確認について	23
		指摘 5-10	カ	障がい者等の雇用状況の確認について	23
		意見 5-6	キ	借上費補助金の貸借料の範囲の明示について	24
(5)	障がい者相談 支援事業	指摘 5-11	ア	見積書の記載項目の確認の徹底について	24
		指摘 5-12	イ	人件費見積額の妥当性の検証の徹底について	24
(6)	身体障がい者 施設保護事業	意見 5-7	ア	補助金交付額の見直しについて	24
		意見 5-8	イ	収支決算書の確認について	25
(7)	身体障がい者 短期入所事業	意見 5-9	ア	実施要領と随意契約理由の不整合について	25
(8)	身体障がい者 総合援護事業	指摘 5-13	ア	必要書類の提出の徹底について	25

事業名		監査の指摘または意見			頁
(9)	身体障がい者 訪問入浴事業	指摘 5-14	ア	訪問入浴サービスに係る職員配置の 確認について	25
		意見 5-10	イ	委託先選定に係る競争性の確保につ いて	26
(10)	手話奉仕員養 成事業	意見 5-11	ア	受講対象者の要件緩和について	26
(11)	精神障がい者 援護事業	指摘 5-15	ア	契約金額の妥当性の検証の徹底につ いて	26
		意見 5-12	イ	補助対象経費の範囲の明確化について	26
		指摘 5-16	ウ	補助金交付額の算定方法の明確化につ いて	26
		意見 5-13	エ	法人本部会計への繰入金の取扱いにつ いて	27
(12)	心身障がい者 余暇活動事業	指摘 5-17	ア	契約義務の履行確認の徹底について	27
		意見 5-14	イ	類似の契約の統合について	27
		指摘 5-18	ウ	仕様書内容の見直しについて	27
(13)	小規模作業所 等支援事業	意見 5-15	ア	補助対象経費の範囲の明確化について	28
		意見 5-16	イ	補助金交付の公平性への配慮について	28
(14)	障がい者就労 生活支援事業	指摘 5-19	ア	補助対象事業の要件確認の徹底につ いて	28
(15)	重度障がい児 者医療連携支 援事業	意見 5-17	ア	補助対象経費の範囲の明確化について	29
		意見 5-18	イ	補助事業の見直しについて	29

事業名		監査の指摘または意見			頁
(16)	障がい者レスパイト事業	指摘 5-20	ア	補助事業決算の内容確認の徹底について	29
		指摘 5-21	イ	補助対象経費の確認の徹底について	30
(17)	障がい者虐待防止事業	指摘 5-22	ア	実施要領と随意契約理由の不整合について	30

第3 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は要旨であるため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査報告書（本編）を参照のこと。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

1 市民協働推進課

事業名	(1) 共創プラットフォーム推進事業	
意見 1-1	ア 「まちだをつなげる 30 人」 事業の成果の周知について	48 頁
内容	市は、「まちだをつなげる 30 人」事業活動の内容及び結果について、ホームページに情報を掲載しているが、当事業の内容を把握できるような体裁にはなっていない。また、当事業では毎年アクション宣言が発表されているが、その資料がホームページに掲載されておらず、アクション宣言発表会の動画が掲載されているのみとなっている。 市は、当事業の成果を効果的、効率的に周知・報告するためにも、ホームページに掲載する情報のあり方について検討されたい。	

事業名	(2) 町内会・自治会支援事業	
意見 1-2	ア 町内会・自治会連合会補助金の会長研修会の報告について	53 頁
内容	町内会・自治会連合会補助金を財源として、地区連合会会長の研修会が実施されているが、補助金実績報告における研修報告として十分な内容とはいえない状況であった。 市は、補助金実績報告において、研修を今後の町内会・自治会運営にどのように役立てるのかについて記載させるなど、町内会・自治会運営の改善につながる内容の報告を求めることを検討されたい。	

2 福祉総務課

事業名	(1) 更生保護団体支援事業	
指摘 2-1	ア 負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について	56 頁
内容	<p>市は、南多摩保護観察協会へ前年度 4 月 1 日現在の人口 1 人当たり 7 円、合計 3,007 千円の負担金を交付しているが、交付に関する具体的な取り決めをした協定書等が締結されていない。</p> <p>市は、負担金の算定方法や支払時期等について齟齬が生じるリスクを防止するために、協定書等を南多摩保護観察協会との間で取り交わすべく関係市との調整を行う必要がある。</p>	
指摘 2-2	イ 負担金の使途のモニタリングの未実施について	57 頁
内容	<p>市は、南多摩保護観察協会へ交付した負担金の使途や効果について、モニタリングを実施していない。</p> <p>市は、モニタリングを実施し、負担金の使途の適切性と負担金交付の効果を確認する必要がある。なお、負担金の実際の使用先は町田地区保護司会となるので、町田地区保護司会に対してもモニタリングを実施する必要がある。</p>	
指摘 2-3	ウ 監事の署名入りの監査報告書の入手の徹底について	58 頁
内容	<p>市は、負担金の実際の使用先である町田地区保護司会の定期総会資料を入手しているが、監事の監査報告書に署名がないものとなっている。市は、監査を実施した監事の署名のある監査報告書が添付された定期総会資料を入手する必要がある。</p>	

事業名	(2) 木曽福祉サービスセンター管理事務事業	
意見 2-1	ア 少額随契に関する 2 者以上の見積もりの未徴取について	61 頁
内容	<p>町田市随意契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として 2 者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、木曽福祉サービスセンター機械警備業務委託契約に当たって、2 者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特命随意契約とし、2 者以上の見積を徴していないとのことであった。</p> <p>市は、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため 2 者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いに、その旨を明示することを検討されたい。</p>	

意見 2-2	イ 特命随意契約チェックリストの活用について	63 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	

事業名	(3) 福祉サービス総合支援事業	
意見 2-3	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	65 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	

事業名	(4) 低所得者・離職者対策事業	
意見 2-4	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	71 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	
指摘 2-4	イ 見積書の妥当性の検証の徹底について	72 頁
内容	<p>市社協から入手した受験生チャレンジ支援業務に係る見積書では、諸経費が事業総費の 6.4%となっているが、市はその根拠を確認していない。市社協によると、委託料上限額とするために逆算により算出した割合とのことであった。また、人件費に対する法定福利費の割合は 20.2%となっており、一般的な割合(15%~17%)と比較して高くなっている。</p> <p>市は、見積書の妥当性の検証を徹底する必要がある。</p>	
指摘 2-5	ウ 実績報告の妥当性の検証の徹底について	74 頁
内容	<p>市社協から提出された受験生チャレンジ支援業務に係る実績報告では、支払われた委託料と同額の経費が発生したと報告されているが、市社協の決算報告書を見ると、委託料と同額の経費が発生しておらず、資金収支差額が計上されていた。しかし、市は当該状況を把握することができていなかった。</p> <p>市は、実績報告と確定した決算報告書の整合性を確認するなど、実績報告の妥当性の検証を徹底する必要がある。</p>	
意見 2-5	エ 見積書と実績報告のフォーマットの統一について	77 頁
内容	<p>市社協から入手している実績報告のフォーマットが、当初の見積書のフォーマットと異なっている。</p> <p>比較検討を効果的に実施するために、市は、見積書と実績報告のフォーマットを統一することを検討されたい。</p>	

指摘 2-6	オ 委託料の返還請求について	77 頁
内容	<p>市社協は、受験生チャレンジ支援業務に係る事業経費が、支払われた委託料を下回った場合、差額を市へ返還することになっている。市社協の決算報告書では、2,438 千円の事業活動資金収支差額が計上されており、支払われた委託料を下回っている。</p> <p>市は、委託料を下回った事業活動資金収支差額 2,438 千円について、市社協に対し、返還請求する必要がある。</p>	
指摘 2-7	カ 東京都から交付された補助金の返還について	79 頁
内容	<p>受験生チャレンジ支援業務は、東京都の補助金を財源とした事業であるが、市が、市社協から返還を受けた場合、その金額分、都補助対象経費の総額が変わり、既交付額より少なくなる。</p> <p>市は、市社協から返還を受けた金額について、都補助要綱に基づき、東京都へ返還する必要がある。</p>	

事業名	(5) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業	
意見 2-6	ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	81 頁
内容	<p>市は、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の委託事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式を採用しているが、評価項目に「見積額」が含まれていない。</p> <p>市は、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直されたい。</p>	

事業名	(6) 成年後見制度利用支援事業	
意見 2-7	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	85 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	

意見 2-8	イ 補助対象経費の範囲の明確化について	86 頁
内容	<p>町田市成年後見制度特定法人後見事業補助金要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	

事業名	(7) せりがや会館管理事務	
意見 2-9	ア 少額随契に関する 2 者以上の見積もりの未徴取について	89 頁
内容	<p>町田市随意契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として 2 者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、町田市せりがや会館定期点検業務委託契約に当たって、2 者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特命随意契約とし、2 者以上の見積を徴していないとのことであった。</p> <p>市は、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため 2 者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いに、その旨を明示することを検討されたい。</p>	

事業名	(8) 社会福祉協議会支援事業	
指摘 2-8	ア 補助金、負担金の使途のモニタリングの未実施について	92 頁
内容	<p>市は、2022 年度において市社協へ補助金として 127,265 千円、負担金として 48,197 千円を交付しているが、その使途についてのモニタリングは、「2022 年度事業報告書」、「2022 年度決算報告書」及び「2022 年度町田市社会福祉協議会補助金・せりがや会館事業負担金収支決算書」を入手しているのみで、その他の手続きを実施していない。</p> <p>市は、補助金や負担金の使途について、モニタリングを実施し、その妥当性を検証する必要がある。また、モニタリングに関する実施頻度や実施すべき手続き等を定めた規程やマニュアルを整備する必要がある。</p>	

意見 2-10	イ 補助対象経費の範囲の明確化について	93 頁
内容	<p>社会福祉法人に対する補助金交付要綱では、補助対象経費として、「その他市長が特に必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	

事業名	(9) 福祉のまちづくり推進事業	
意見 2-11	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	96 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	
指摘 2-9	イ 入手した見積書において消費税等の記載がないことについて	97 頁
内容	<p>市は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル改訂業務を委託するに当たり、見積書を入手しているが、見積書に消費税等の区分記載がない。</p> <p>市は、消費税等の区分が明記された見積書を徴取する必要がある。</p>	

意見 2-12	ウ 補助対象経費の範囲の明確化について	98 頁
内容	<p>町田市バリアフリーマップ運営事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	

事業名	(10) 福祉輸送サービス事業	
指摘 2-10	ア 見積書及び実績報告の検証の徹底について	101 頁
内容	<p>市は、補助金の交付先より、見積書及び実績報告を入手しているが、その検証が不十分な状況である。</p> <p>見積書の検証に関しては、前年度見積もりや前年度実績と比較するなどして、その妥当性を確認する必要がある。また、実績報告に関しては、当初見積書や前年度実績と比較するなどして、その妥当性を確認する必要がある。</p>	
指摘 2-11	イ 補助対象経費の配分方法の変更について	103 頁
内容	<p>補助金の交付先は、実績報告の段階で、補助金申請時と異なる方法で庶務関連費を計上している。このように、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、補助金等の予算の執行に関する規則に基づき、市に申請し、承認を得なければならないが、なされていない。</p> <p>市は、配分方法の変更について、承認手続を行うか、配分方法の変更のない実績報告の再提出を求める必要がある。なお、実績報告の再提出により、補助金の確定額が、既交付額よりも少額になる場合は、当該差額について、交付先へ返還の請求をする必要がある。</p>	
意見 2-13	ウ 補助金の交付先の業者の評価の充実について	104 頁
内容	<p>市は、補助金交付先の財政状態や全体の業績については、特に確認していない。</p> <p>市は、補助金交付先によるサービス提供の継続可能性についても、定期的に評価することを検討されたい。</p>	

事業名	(11) 地域ホッとプラン推進事業	
意見 2-14	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	107 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	

事業名	(12) わたしの地区の未来ビジョン推進事業	
意見 2-15	ア 特命随意契約チェックリストの活用について	112 頁
内容	<p>特命随意契約に関する通知の表題が「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているが、中身は「特命随意契約チェックリスト」となっている。</p> <p>市は、チェックリストの活用範囲を明確にするため、通知の表題を「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、中身と一致させることを検討されたい。</p> <p>また、担当者が作成した特命随意契約チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。</p> <p>市は、当該チェックリストに作成者欄や確認欄を設けるなどして、作成者及び上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。</p>	

事業名	(13) 民生委員児童委員協議会事務	
意見 2-16	ア 少額随契に関する 2 者以上の見積もりの未徴取について	115 頁
内容	<p>町田市随意契約ガイドラインでは、少額随契による場合であっても、原則として 2 者以上の見積を徴する必要があるとされている。しかし、市は、民生委員児童委員委嘱式及び感謝状贈呈式の会場を決定するに当たって、2 者以上の見積を徴していない。市によると、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特命随意契約とし、2 者以上の見積を徴していないとのことであった。</p> <p>市は、少額随契でありながら、特命随意契約にも該当するため 2 者以上の見積を徴しない場合は、契約伺いに、その旨を明示することを検討されたい。</p>	
指摘 2-12	イ 請書の手書き修正について	116 頁
内容	<p>市は、「民児協まちだ 第 43 号（活動報告集）印刷」に係る請書を作成しているが、当該請書の契約金額に単位の記載がなく、手書きで「円」と追記されていた。</p> <p>請書に修正すべき箇所がある場合は、請書自体を作成し直すか、二重線でかつ訂正印の押印により訂正し、修正内容を先方と共有する必要がある。</p>	

3 指導監査課

事業名	(1) 指導監査事業	
指摘 3-1	ア 同一条件での実地指導の実施について	120 頁
内容	<p>市は、実地指導対象である 15 法人のうち 1 法人について、会計専門家による調査等業務を実施していなかった。また、別の 1 法人について、調査等業務に必要な書類を市が会計専門家へ提示することを失念していたために、予定していた会計専門家による調査等業務の一部が実施できなかった。</p> <p>市は、実地指導対象の全法人に対して、同一条件の実地指導を実施する必要がある。また、会計専門家への資料の提示を失念する事態が生じないように、担当者が適切に事務の執行に努めるとともに、上長は担当者の業務を適時に管理監督する必要がある。</p>	

4 生活援護課

事業名	(1) 健全育成・自立促進事業	
意見 4-1	ア 大学等進学支援費の利用実績の低迷について	130 頁
内容	<p>大学等進学支援制度は利用者が少なく、2022 年度の利用実績は当初予算額の 3 分の 1 程度に留まっている。</p> <p>市は、対象となる若者及びその保護者に対して、単なる制度の説明だけに終始するのではなく、貧困からの脱却、貧困の連鎖を絶つための有効な手段であるという制度趣旨についても、早い段階から丁寧に説明するなど、新たな視点からの周知方法について検討されたい。</p>	

事業名	(2) 生活困窮者自立支援事業	
意見 4-2	ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて	135 頁
内容	<p>市は、生活困窮者自立支援事業の委託事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式を採用しているが、評価項目に「見積額」が含まれていない。</p> <p>市は、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直されたい。</p>	

5 障がい福祉課

事業名	(1) 通所施設管理事務	
指摘 5-1	ア 予算の適切な執行について	139 頁
内容	<p>市は、樹木剪定業務委託料を夏季分と冬季分とに分けて予算計上しているが、いずれも当初想定していた実施時期に樹木剪定業務を実施せず、緊急事態に対応する費用として予算を使用している。</p> <p>市は、予算を適切に執行する必要がある。</p>	
指摘 5-2	イ 分割発注の合理性の検討について	139 頁
内容	<p>市は、樹木剪定業務委託を夏季分と冬季分に分割発注し、それぞれ少額随契によっているが、一本の契約とした場合には少額随契によることができないことを考慮すると、合理的な理由が求められる。</p> <p>市は、同一の施設に対する同一の業務については、分割発注の合理性を十分に検討するとともに、合理的な理由がない場合には、契約事務の効率化の観点から、一本の契約として発注する必要がある。</p>	

事業名	(2) ダリア園事業	
指摘 5-3	ア 草花栽培管理業務委託の法的根拠の明確化について	147 頁
内容	<p>市は、障がい福祉団体と協働して町田ダリア園の整備を行い、これまで運営を行っており、市が負担する業務として、草花栽培管理業務等があるとしている。しかし、市と当該団体が協働して町田ダリア園の整備を行ったことを示す文書は存在せず、また、これらの業務の分担に関する協定書等の文書も存在していない。</p> <p>市は、現在、当該団体が行っている町田ダリア園の運営に関して、草花栽培管理業務等を市の業務とする合理的な理由を明らかにする必要がある。また、町田ダリア園の運営を市と当該団体が協働して行うことに関して問題がない場合、業務分担に関する協定を締結し文書化するなど、市の業務範囲を明確に示す必要がある。</p>	

意見 5-1	イ 障がい福祉団体に対する支援の公平性の確保について	148 頁
内容	<p>市は、ダリア園事業として、民間事業者である障がい福祉団体に対して、取得価額合計 2,343,783 千円の土地を無償貸与し、かつ取得価額合計 191,648 千円の施設を無償で使用許可を与え、さらに 2022 年度 19,459 千円の草花栽培管理業務委託金額を支払っている。当該団体はこのように多額の便益を受けた状態で、町田ダリア園にて生活介護事業及び就労継続支援事業を行っている。</p> <p>市は、現在の障がい者福祉に関する状況を踏まえ、公平性の観点から、障がい福祉団体に対する支援について見直しを検討されたい。</p>	
指摘 5-4	ウ 行政財産目的外使用許可申請の徹底について	149 頁
内容	<p>障がい福祉団体は、市から行政財産目的外使用許可がない状態で、町田ダリア園の休憩所等の行政財産を使用している。</p> <p>市は、これらの行政財産を使用している障がい福祉団体に対して、公有財産規則に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うよう指導する必要がある。</p>	
指摘 5-5	エ 草花栽培管理業務委託の広報費について	149 頁
内容	<p>障がい福祉団体は、草花栽培管理委託料の広報費により、町田ダリア園のパンフレットやチラシを作成しているが、来場者数を増やすことを主目的としたものとなっている。</p> <p>市は、草花栽培管理業務委託仕様書に従い、障がい者の自立促進に資するための広報が行われるよう、パンフレットやチラシの内容について見直す必要がある。</p>	
意見 5-2	オ 草花栽培管理業務委託に係る実績報告事項の見直しについて	151 頁
内容	<p>市は、草花栽培管理業務委託契約の目的の達成状況を確認するに当たり、草花の栽培状況について報告を求めているが、障がい者への支援などの取組について報告を求めているいない。</p> <p>市は、障がい者の自立促進に資するという目的の達成状況を確認するため、障がい者の就労人数を報告事項に含めるなど、客観的で定量的な項目を報告事項にされたい。</p>	

事業名	(3) ひかり療育園運営継続支援事業	
指摘 5-6	ア 見積金額の妥当性の検証の徹底について	155 頁
内容	<p>市は、高次脳機能障がい者相談事業業務委託に当たり、見積書を入手しているが、総額が記載されているのみであり、見積明細が不明であった。</p> <p>市は、見積金額の明細が記載された見積書を入手し、見積金額の妥当性の検証を徹底する必要がある。</p>	
意見 5-3	イ 特命随意契約チェックリストの活用について	157 頁
内容	<p>特命随意契約チェックリストについて、障がい福祉課においては、特命随意契約を締結する際に担当者が参考として確認する資料との位置づけに過ぎず、福祉総務課のように保管されていなかった。</p> <p>市は、部署によって活用方法が異なることのないよう、特命随意契約チェックリストの活用を徹底されたい。</p>	

事業名	(4) 障がい者日中活動系サービス推進事業	
意見 5-4	ア 事業計画書の内容確認について	159 頁
内容	<p>市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の交付申請者に対し、事業計画書の提出を求めているが、補助対象事業が適切に行われる計画であることを確認することが難しい事業計画書があった。</p> <p>市は、補助金申請者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業計画書を入手するとともに、補助対象事業を適切に行う計画であるかどうか、事業計画書の内容確認を徹底されたい。</p>	
意見 5-5	イ 事業実施報告書の内容確認について	161 頁
内容	<p>市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の補助事業者に対し、事業実施報告書の提出を求めているが、補助対象事業が適切に行われたことを確認することが難しい事業実施報告書があった。</p> <p>市は、補助事業者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業実施報告書を入手するとともに、補助対象事業が適切に行われたかどうか、事業実施報告書の内容確認を徹底されたい。</p>	

指摘 5-7	ウ 収支決算書等の入手の徹底について	162 頁
内容	<p>市は、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金等の補助事業者に対し、収支決算書等の提出を求めているが、収支決算書等が提出されていない状況が散見された。</p> <p>市は、収支決算書等の提出を徹底させるとともに、提出を行わない補助事業者に対しては、新年度の申請の際に、前年度の収支決算書等が提出されているか再度確認するなどし、収支決算書等の入手を徹底する必要がある。</p>	
指摘 5-8	エ 補助対象経費に係る実支出額の把握について	162 頁
内容	<p>障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金の交付額を確定するに当たり、補助対象経費に係る実支出額を把握する必要があるが、実支出額ではない費用が含まれる事業活動決算書や損益決算書を提出している補助事業者が散見された。</p> <p>市は、本来であれば、収支決算書の作成及び提出を求めるか、領収証等の証憑を確認することにより、実支出額を把握することが望まれるが、事業活動決算書等による場合には、実支出額に該当しない項目を漏れなく把握するよう留意されたい。</p>	
指摘 5-9	オ 補助対象経費の正確性の確認について	163 頁
内容	<p>障がい児者福祉施設借上費補助金の交付額を確定するに当たっては、借上費補助金決算書に記載されている賃借料が正確であることを確認する必要があるが、借上費補助金決算書は、監査役や監事により監査が行われたうえで法人の機関において承認されたものではないため、その正確性が担保されていない。</p> <p>市は、法人の機関で承認された収支決算書を入手し、借上費補助金決算書との整合性を確認するなどして、補助対象経費の正確性を確認する必要がある。</p>	
指摘 5-10	カ 障がい者等の雇用状況の確認について	163 頁
内容	<p>障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金には、障がい者等が業務に従事した時間に応じて額が決まる障がい者等雇用加算があるが、市は、障がい者等が業務に従事した実績を客観的な資料をもって把握していない状況である。</p> <p>市は、補助金の交付額を確定するに当たって、障がい者等の出勤簿などの客観的な資料を入手するなどして、障がい者等の雇用状況を確認する必要がある。</p>	

意見 5-6	キ 借上費補助金の賃借料の範囲の明示について	164 頁
内容	<p>市は、障がい児者福祉施設借上費補助金の対象経費となる賃借料は、「事業に必要な施設の賃借料であり、その賃貸借契約書に記載があるものの実費」としているが、駐車場や共益費について、補助の対象となる申請と補助の対象となっていない申請が発見された。</p> <p>市は、当該補助金の対象経費となる賃借料について、その範囲を具体的に明示されたい。</p>	

事業名	(5) 障がい者相談支援事業	
指摘 5-11	ア 見積書の記載項目の確認の徹底について	167 頁
内容	<p>堺地域の障がい者支援センターの運営委託に当たり入手した見積書では、通常は人件費として取り扱われない福利厚生が人件費に含まれていた。</p> <p>市は、見積書に記載されている項目が適切であるか、確認を徹底する必要がある。</p>	
指摘 5-12	イ 人件費見積額の妥当性の検証の徹底について	168 頁
内容	<p>南地域の障がい者支援センターの運営委託に当たり入手した見積書では、社会保険等の俸給及び諸手当に対する比率が 19.6%となっており、一般的な比率(15%~17%)と比較して、高くなっていた。</p> <p>市は、人件費見積額の妥当性について、検証を徹底する必要がある。加えて、見積書に記載の項目を検証するに当たって、各項目がどのように計算されているか理解するとともに、金額の妥当性を検証するための手法を構築する必要がある。</p>	

事業名	(6) 身体障がい者施設保護事業	
意見 5-7	ア 補助金交付額の見直しについて	173 頁
内容	<p>市は、福祉ホーム運営費補助金を交付しているが、補助事業者の財務状況を踏まえると、市の補助金がないと長期的に事業を実施できない状況にはないと考える。</p> <p>市は、補助金支出の有効性・妥当性の観点から、少なくとも、2006年度から継続して同額のままになっている補助金単価を見直されたい。</p>	

意見 5-8	イ 収支決算書の確認について	175 頁
内容	<p>市は、福祉ホーム運営費補助金に関して、評議員会が開催された日時からおよそ 1 か月後に収支決算書の確認を行っているとのことであるが、当該確認作業の証跡は残されていない。</p> <p>市は、収支決算書を評議委員会後、直ちに入手するとともに、確認作業の証跡を回覧の起案書などで確実に残すよう改められたい。</p>	

事業名	(7) 身体障がい者短期入所事業	
意見 5-9	ア 実施要領と随意契約理由の不整合について	177 頁
内容	<p>障がい者緊急一時保護事業実施要領及び委託業務仕様書では、送迎サービスは実施しないこととなっているが、市は、送迎サービスの対応ができることを、随意契約理由として挙げている。</p> <p>市は、実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないように留意されたい。</p>	

事業名	(8) 身体障がい者総合援護事業	
指摘 5-13	ア 必要書類の提出の徹底について	181 頁
内容	<p>市は、住宅改修指導事業・福祉用具点検事業業務委託にあたり、毎月業務報告を委託先に求めているが、業務報告に必要な書類の提出がないまま、合格証を作成し委託料を支払っている事例があった。</p> <p>市は、仕様書に定める必要書類の提出もれがないか確認し、提出もれがある場合は確実に提出させるよう徹底する必要がある。</p>	

事業名	(9) 身体障がい者訪問入浴事業	
指摘 5-14	ア 訪問入浴サービスに係る職員配置の確認について	183 頁
内容	<p>重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託仕様書において、入浴サービス 1 回につき職員 3 人、うち 1 人は看護師を配置することが定められているが、職員 3 人のうち 1 人が看護師であるかどうかの記載はなく、仕様書の定めが年度を通して守られているかの確認がなされていない。</p> <p>市は、委託先から看護師を確実に配置していることの報告を求める必要がある。</p>	

意見 5-10	イ 委託先選定に係る競争性の確保について	183 頁
内容	<p>重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託については、指名競争入札により業者選定が行われ、2 者を指名したうち 1 者が落札、1 者が不参という結果であった。</p> <p>市は、指名先を増やすなどして、競争性を確保するよう取り組まれない。</p>	

事業名	(10) 手話奉仕員養成事業	
意見 5-11	ア 受講対象者の要件緩和について	186 頁
内容	<p>手話講習会の募集要項によると、各クラスとも講習会に 23 回以上出席した者を修了とし、また、過去に受講経験があるが未修了の場合は、翌年度の申込不可とされている。</p> <p>市は、定員に余裕のある限り、制限を設けず受け入れるよう、受講対象者の要件を緩和されたい。</p>	

事業名	(11) 精神障がい者援護事業	
指摘 5-15	ア 契約金額の妥当性の検証の徹底について	190 頁
内容	<p>市は、地域活動支援センター運営委託に当たり、見積書を入手しているものの、見積内訳書を入手していなかった。</p> <p>市は、見積内訳書を徴取し、委託料の積算根拠の妥当性について、十分に検証する必要がある。</p>	
意見 5-12	イ 補助対象経費の範囲の明確化について	190 頁
内容	<p>精神障がい者家族支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	
指摘 5-16	ウ 補助金交付額の算定方法の明確化について	191 頁
内容	<p>精神障がい者家族支援事業補助金交付要綱では、補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と規定しているが、寄附金その他の収入の範囲が不明瞭である。</p> <p>市は、交付要綱の規定を見直し、補助金交付額の算定方法を明確化する必要がある。</p>	

意見 5-13	エ 法人本部会計への繰入金の取扱いについて	192 頁
内容	<p>精神障がい者家族支援事業補助金の補助金額 1,260 千円のうち 300 千円が事務費として本部会計へ繰り入れられているが、補助対象経費の実支出額には該当しない。</p> <p>市は、本部会計への繰入れは補助対象経費としないよう改められたい。</p>	

事業名	(12) 心身障がい者余暇活動事業	
指摘 5-17	ア 契約義務の履行確認の徹底について	196 頁
内容	<p>市は、障がい児者水泳教室プール監視業務委託と障がい児スポーツ教室プール監視業務委託の仕様書において、総括責任者資格基準及び監視員資格基準を定めているが、委託先からこれらの基準を証する書面を徴していなかった。</p> <p>市は、総括責任者資格基準、監視員資格基準を証する書面を委託先から徴取し、委託先が契約義務を履行したかどうかの確認を徹底する必要がある。</p>	
意見 5-14	イ 類似の契約の統合について	197 頁
内容	<p>障がい児者水泳教室プール監視業務委託、障がい児スポーツ教室プール監視業務委託の 2 件は、同一の事業者にて委託されており、仕様書もほぼ同様の形式内容となっている。</p> <p>市は、契約事務の効率化の観点から、2 件の契約を 1 件にまとめることを検討されたい。</p>	
指摘 5-18	ウ 仕様書内容の見直しについて	197 頁
内容	<p>第 49 回障がい者スポーツ大会車両誘導等委託契約の内容が警備業法に規定される業務に該当するが、仕様書では警備業法への準拠について何ら記載されていない。また、契約件名も警備委託であることが示されていない。</p> <p>市は、契約件名を改めるとともに、少なくとも警備業法の遵守に関する事項、業務概要、人員体制（資格基準等）、損害賠償保険に関する事項、再委託に関する事項等、必要な事項を仕様書に盛り込む必要がある。</p>	

事業名	(13) 小規模作業所等支援事業	
意見 5-15	ア 補助対象経費の範囲の明確化について	200 頁
内容	<p>障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「その他市長が必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	
意見 5-16	イ 補助金交付の公平性への配慮について	201 頁
内容	<p>障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱では、補助対象者が実質的に特定の法人に限定されている。</p> <p>市は、補助事業の実施に当たっては、公平性について十分に配慮されたい。</p>	

事業名	(14) 障がい者就労生活支援事業	
指摘 5-19	ア 補助対象事業の要件確認の徹底について	205 頁
内容	<p>補助事業者から提出された補助事業実施報告書等では、障がい者就労定着支援事業補助金交付要綱の対象事業（派遣を 1 年につき 150 回以上行う就労定着支援事業）が実際に行われているか、直接的にわかる記載が見当たらなかった。また、支援者を専従で配置しているかどうかについては、2 名の職員が常勤体制であたっていることを、口頭等で確認しているとのことであるが、客観的に検証可能な確認方法とはいえない。</p> <p>市は、交付要綱に準拠した事業であることを直接証する資料を徴取するか、実施計画書・実施報告書に明記するよう補助事業者等に要請するなどして、補助対象事業の要件確認を徹底する必要がある。</p>	

事業名	(15) 重度障がい児者医療連携支援事業	
意見 5-17	ア 補助対象経費の範囲の明確化について	208 頁
内容	<p>重度障がい児者医療連携支援事業補助金交付要綱では、補助対象経費として、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」を規定している。</p> <p>公金支出の透明性を確保するため、基本的には当該項目を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや当該項目に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。</p>	
意見 5-18	イ 補助事業の見直しについて	209 頁
内容	<p>市は、2007 年度以来、医療連携支援事業を適切に行うことができる 1 団体を対象に、重度障がい児者医療連携支援事業補助金を交付してきたが、同団体の移転に伴い、医療機関と隣接していない状況になっている。また、同団体の事業予算書及び決算書に、補助対象経費である医師の報償費が計上されておらず、医療連携支援事業の実態が不明である状況である。このような状況にも関わらず、市は、医療連携支援が引き続き有効に実施されるかどうかの見直しを行っていない。</p> <p>市は、透明性、公平性に照らして本補助事業のあり方を見直されたい。</p>	

事業名	(16) 障がい者レスパイト事業	
指摘 5-20	ア 補助事業決算の内容確認の徹底について	213 頁
内容	<p>障がい者介護者レスパイト事業補助金の補助事業者から提出された補助事業に係る収支決算書と、法人として 2023 年 6 月 30 日付で東京都に提出された 2022 年度活動計算書を対比したところ、整合しない点があった。</p> <p>結果的に補助金交付額は変わらなかったが、市は、法人の決算後、直ちに活動計算書等を入手して、補助事業に関する実績報告との整合性を確認し、誤りがあれば修正を求め、必要に応じて補助金交付額の返還も要請する必要がある。</p>	

指摘 5-21	イ 補助対象経費の確認の徹底について	214 頁
内容	<p>市は、障がい者介護者レスパイト事業補助金の補助事業者から、補助事業に係る収支決算書の提出を求めているが、収支決算書に補助対象経費に該当しない経費が計上されていた。</p> <p>市は、補助対象経費以外の経費については補助事業の収支決算書に含めないよう指導する必要がある。</p>	

事業名	(17) 障がい者虐待防止事業	
指摘 5-22	ア 実施要領と随意契約理由の不整合について	216 頁
内容	<p>障がい者緊急一時保護事業実施要領及び委託業務仕様書では、送迎サービスは実施しないこととなっているが、市は、送迎サービスの対応ができることを、随意契約理由として挙げている。</p> <p>市は、実施要領と委託業務内容、随意契約理由に不整合が生じないように留意されたい。</p>	

以上